

生きることができる」ことを踏まえての議論をすべきであり、これこそが「真の倫理的問題」と言えよう。

(2) PEGの適応と倫理を議論するうえでの 問題点と今後

PEGの適応を議論する際に前提となるいくつかの問題点が挙げられる。これらを整理すべきして論ずる必要がある。

第1には、本来はPEGをめぐる倫理的問題は、終末期認知症に焦点をしばって議論されるべきであるのに、PEGの議論の余地のない、良い適応疾患（減圧目的、小児難病、頭頸部～食道癌の周術期栄養管理、神経難病、脳血管障害等）についても「全てのPEGを否定する」ような誤解を招く論調やマスメディアの報道姿勢がみられる。このことにより、本来PEGにより受けられるべき恩恵を享受できないがことになってしまう事態が出現している。議論すべき終末期認知症と、良い適応疾患について区別をつけて考えるべきである。

第2には、適応を議論する場合にはPEGを含む全てのAHN（人工的水分栄養投与）の導入につい

て検討されるべきであるが、実際にはPEGは望まない（PEGは新聞やテレビで良くないと言っているのではない）ので経鼻胃管、あるいは静脈栄養という選択が医療現場で行われている。PEGを含む全てのAHNを選択しない場合には栄養不全から飢餓、死ということが遠くない将来に起こることを認識（覚悟）して導入を議論すべきである。そしてAHNの導入を選択した場合には、その中からどの方法が患者にとって一番メリットがあるかを選択すべきであり、多くの場合はPEGが選択されることになると思われる。

6. おわりに

PEGの普及とともに、その医療技術に対する医学的な適応の問題から、現在、どのように生き、どのように生を終わるべきかという死生学の問いに関連してきている。今後は医療者のみならず我が国の個々人が、豊かな死の迎え方について考え議論すべきであると考えられる。

お知らせ

ストレスチェック制度 サポートダイヤルおよびQ&Aのご案内

◆北海道産業保健総合支援センター◆

平成27年12月から、常時使用する従業員に対してストレスチェックを実施することが事業者の義務となります。

そこで、ストレスチェック制度でお悩みの実施者、事業者、制度担当者の皆様へご案内です。

◎労働者健康福祉機構では、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」を開設しました。

これにより、産業医、保健師などストレスチェックの実施者、事業者、衛生管理者等ストレスチェック制度担当者などからのストレスチェック制度の実施方法、実施体制、不利益な取り扱いなどに関する相談にお答えします。

電話番号：全国統一ナビダイヤル 0570-031050 ※相談は無料ですが、通話料がかかります。

受付時間：平日10時～17時（土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日は除く）

◎厚生労働省では、今まで受付けた質疑につきまして、厚生労働省のホームページに「ストレスチェック制度関係Q&A」を掲載しております。

このQ&Aは、専用電話相談窓口等に寄せられた相談内容を加味して、内容の充実を図っていく予定となっております。

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>